

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2015年4月1日から2020年3月31日までの5年

2. 内容

目標① 育児休業の取得しやすい環境づくりを推進する

【対策】

全社員が育児に関する制度や権利について理解できるよう、育児休業制度に関する情報発信と環境整備を行う。

- (1) 2015年4月～ 女性の活躍推進プロジェクト内において同テーマの情報収集及び調査を継続
- (2) 2015年7月～ 上記調査結果を踏まえ課題の整理と発信情報の整理
- (3) 2015年10月～ 社員への周知活動を行う
- (4) 2016年1月～ さらに育児休業を取得しやすい環境整備を行う
 - ① 育休中は派遣社員にて業務をフォロー及びシェア

目標② 総実労働時間の削減の推進（継続）

【対策】

社員の仕事と私生活との両立を図るため、所定労働時間、および超過勤務を含む実労働時間の削減を目指す。

- (1) 2015年～毎月
 - ◆安全衛生委員会で継続的に所定外労働の原因と分析など実態を把握し業務改善について協議
 - ◆効率的な働き方を推進
 - フレックスタイム制・直行直帰の推進
 - 半日代休制度の検討
 - ◆総実労働時間削減の計画を各場所で毎年策定する
 - 有給休暇取得数の目標設定・定期的に一斉退社、定時退社の日などの設定
- (2) 2015年～2020年
 - ◆毎年12月に翌年分の総労働時間の削減計画を策定
 - ◆年度計画を発信文書、会議体等で全社員へ周知する

目標③ 年次有給休暇の取得促進のための措置を行う

【対策】

仕事と個人の生活のバランスが確保できるよう、年次有給休暇の取得推進を図る。

- (1) 2015 年 4 月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握し安全衛生委員会で取得促進に向け
具体的取組み協議
- (2) 2015 年 4 月 安全衛生会議において、各場所長へ年次有給休暇取得促進計画について説明
- (3) 2015 年 4 月 年次有給休暇取得促進について、発信文書、社内報等で全社員へ周知する
- (4) 2015 年 4 月 全従業員に対し、年に 1 度は 1 週間以上の休暇を取得するよう周知する